

愛知県教育委員会公印規則の一部改正について

このことについて、愛知県教育委員会公印規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成31年3月27日提出

教育長 平松直巳

説明

この案を提出するのは、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第41号）が施行されることに伴い、教員免許管理システムが改修されるため、関係規定の所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由・概要

「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 41 号）」（以下「改正省令」という。）が平成 29 年 11 月 17 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることとなった。これに伴い、文部科学省の指導により、全国で利用している教員免許管理システムが改修され、システムから出力される免許状の様式が変更される。そのため、現行規則中、関係する公印を追加するものである。

2 改正の内容

免許状は横置き縦書きであるとの文部科学省の指導により、教員免許管理システムから出力される免許状の様式が横置き縦書きに統一される。

一方で、免許状を授与したことを証明する証明書（授与証明書）については、教育職員免許法に規定されておらず、全都道府県が統一的に縦置き横書きで発行することとしていることから、今後も縦置き横書きの様式も存在することとなる。

以上のことから、現行規則において、横書き用の教育職員免許状用委員会印に加えて、縦書き用の教育職員免許状用委員会印を新たに規定する。

3 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年 月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会公印規則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表委員会印の項中

30	愛知県教育委員会	教育職員免許状用	教育職員課長
----	----------	----------	--------

を

30	愛知県教育委員会	教育職員免許状用	教育職員課長
30	愛知県教育委員会	教育職員免許状用	教育職員課長

に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会公印規則の一部改正新旧対照表

(公印の寸法、用途、ひな型及び管守者)

第三条 前条に掲げる公印の寸法、用途、ひな型及び管守者は、別表のとおりとする。

新

別表 (第3条関係)

公印の名称	寸法 (各辺の長さミリメートル)	ひな型	用途	管守者
委員会印	25	愛知県 教育委員会	一般文書用	総務課長
				地方機関の長
	30	愛知県 教育委員会		総務課長
				褒賞用
	30	愛知県 教育委員会	褒賞用	総務課長

旧

別表 (第3条関係)

公印の名称	寸法 (各辺の長さミリメートル)	ひな型	用途	管守者
委員会印	25	愛知県 教育委員会	一般文書用	総務課長
				地方機関の長
	30	愛知県 教育委員会		総務課長
				褒賞用
	30	愛知県 教育委員会	褒賞用	総務課長

教育長印の項以下 略	30	愛知県 教育委員会	教育職員免許 状用	教職員課長
	30	愛知県 教育委員会	教育職員免許 状用	教職員課長

同左	30	愛知県 教育委員会	教育職員免許 状用	教職員課長